

第5期南砺市協働のまちづくり推進会議 第8回推進会議 次第

日時：令和5年10月25日（水） 午後7時から

場所：南砺市役所 別館3階 大ホール

開 会

1. 委員長あいさつ
2. 専門部会の進捗状況の共有
3. 市長への提言について検討
4. その他

閉 会

第5期南砺市協働のまちづくり推進会議の進捗について

任期：令和4年2月22日から令和6年2月21日

平成24年7月1日に、南砺市まちづくり基本条例が制定され、市民が主体のまちづくりを進めるために地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく

「南砺市協働のまちづくり推進会議」が発足した。今期の推進会議の進捗（議題及び協議内容等）は下記のとおり。

	日程・協議事項	協議内容・決定事項
勉強会	第1回（R4. 2. 22） ・委嘱書交付 ・委員長、副委員長の選任	任期の前半を勉強会やグループディスカッションに充て、委員の条例に対する理解を深め、議論の足並みをそろえることが決定した。
	第2回（R4. 8. 2） ・講演 元南砺市市長政策室長 長澤孝司氏	南砺市まちづくり基本条例策定の背景について学び、推進会議の3つの役割のうち「推進」が重要という共通認識を得た。
	第3回（R4. 11. 7）講演 ①南砺市地域づくり協議会連合会 会長 松本久介氏 ②一般社団法人なんと未来支援センター 事務局長 定村誠氏 ③公益財団法人南砺幸せ未来基金 事務局長 浦井啓子氏	南砺市まちづくり基本条例の「住民自治」を実践する地域づくり協議会、中間支援組織の2団体の活動を学び、条例の進捗状況について共通認識を得た。 市民が地域づくりに参画するための仕組みは整っているが、市民の無関心が課題であるという意見があった。
グループディスカッション	第4回（R4. 12. 20） ・南砺市協働のまちづくり推進会議の役割について協議 ・グループディスカッション	第5期のこれまでの会議及び第4期の提言に基づき、下記について協議した。 ①まちづくりの推進 ・市民参画、情報公開の推進 ・提言に関する検証及び見直し ②小規模多機能自治の推進 ・南砺市まちづくり基本条例第7条 ③広報・教育 ・まちづくり基本条例や協働のまちづくりの周知及び学ぶ機会の創出
	第5回（R5. 3. 13） ・今後の進め方について	・専門部会の設置について検討
専門部会	第6回（R5. 6. 7） ・専門部会の設置について	・市民参画推進部会、情報公開推進部会、提言に関する検証及び見直し部会
	第1回情報公開推進部会（R5. 6. 26） ・パブリックコメントと実証実験	情報公開を推進するための検討項目を増やしていく必要がある

	日程・協議事項	協議内容・決定事項
専門部会	第1回 どうする？みんなでまちづくり部会 (R5. 6. 28) ・部会にて協議する課題について ・部会名称について	部会名称は「どうする？みんなでまちづくり部会」に決定する。次回はK P Tワークショップを活用した課題の洗い出しを行う。
	第2回 どうする？みんなでまちづくり部会 (R5. 7. 19) ・K P Tワークショップを活用した課題の洗い出し	Keep (維持すべきこと、あつてよかったこと)、Ploblem (問題点)、Try (やるべきこと) を話し合い、部会としてやるべきことを考えることになった。
	第2回 情報公開推進部会 (R5. 7. 26) ・パブリックコメントのあり方	パブリックコメントの適切な時期、事前広聴、委員公募など広く検討した。
	第1回 部会長会議 (R5. 7. 31)	専門部会の進捗状況を共有し、9月に進捗報告のための全体会を開催することを提案した。
	第3回 情報公開推進部会 (R5. 8. 22) ・パブリックコメントの適切な開始時期及び方法に関して	(部会としての方向性) 南砺市まちづくり基本条例第5条 (市民の権利) を遵守するための取り組みが不足している。
	第3回 どうする？みんなでまちづくり部会 (R5. 8. 23) ・課題の共有及び提案書の策定	(部会としての方向性) 具体的な提案を集約して提言につなげたい。(課題ごとの円卓会議、パンフレット)
	第7回 推進会議 (全体会) (R5. 9. 4) ・専門部会の進捗状況の共有	・進捗及び今後のスケジュールの共有 ・市長への提言について各部会で協議
	第4回 どうする？みんなでまちづくり部会 (R5. 9. 12) ・課題の共有及び提案書の策定	(部会としての方向性) 円卓会議、住民談義、困りごとや市の政策を話す場づくり 等
	第4回 情報公開推進部会 (R5. 9. 13) ・条例第5条 (市民の権利) について	(部会としての方向性) パブリックコメントの周知、市と住民自治組織の情報共有、計画立案段階からの情報提供
	第2回 部会長会議 (R5. 9. 28)	・市長への提言の素案について協議 ・全体会の開催について提案
第8回 推進会議 (全体会) (R5. 10. 25)	・市長への提言の素案について協議	

専門部会ごとの開催回数

- ① どうする？みんなでまちづくり部会 …… 4回
- ② 情報公開推進部会 …… 4回
- ③ 提言に関する検証及び見直し部会 …… 0回

南砺市長 田中 幹夫 様

南砺市協働のまちづくり推進会議

委員長 林 則 雄

提 言 書 (案)

平成24年7月に施行された南砺市まちづくり基本条例は、わたしたちが、このまちに「生まれてきてよかった」「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちになることを願い、市民が主体のまちづくりが進められるよう定められたものです。

南砺市はその理念に基づき、行政運営において「情報の共有」「会議の公開」「審議会等の委員の公募」「意見の公募」「行政評価」などを実施し、市民が主体のまちづくりに積極的に取り組んでこられました。

平成31年4月には小規模多機能自治の手法を用いた新たな住民自治がスタートし、31の地域づくり協議会が発足しました。今年度からは住民自治推進交付金が見直され、それぞれの協議会が地域課題の解決や持続可能な地域づくりを目指し、様々な事業を展開されています。

今回、第5期の推進会議では、前半の1年間を条例について理解を深める期間と位置付け、元南砺市市長政策室長 長澤孝司氏を招いた講演をはじめ、第4期推進会議で条文改正した中間支援組織や地域づくり協議会の活動及び役割に関し、勉強会やグループディスカッションを計5回開催いたしました。後半は3つの専門部会を設置し、計2回の全体会、計8回の部会を開催し、現状の課題と今後取り組むべき方法について議論を深めてまいりました。

今後は、市職員各々が条例の内容についての理解を深めて業務に生かしていただくとともに、市民への普及啓発に努めていただくことが必要であると感じています。

市長におかれましては、本提言の趣旨をご理解いただき、南砺市の協働のまちづくりの更なる推進に努められるようお願いいたします。

提言

1. まちづくり基本条例や協働のまちづくりの普及について

これまで南砺市では、まちづくり基本条例の趣旨や内容を広く市民に情報共有するために、まちづくり基本条例解説版の作成や広報紙やホームページによる周知を行ってきました。

しかし、アンケート調査結果及び意見交換会などによると、市民周知が不足しているという課題が浮き彫りになっています。

そこで、まちづくり基本条例や協働のまちづくりの普及のため、下記について取り組むことを求めます。

- ・市民に身近な政策や具体的なテーマに絞った地域円卓会議や、市民会議を開催すること
- ・まちづくり基本条例があるからこそ市民ができることをまとめたパンフレット等を、市民へのヒアリングを基に作成し、全戸配布と説明会を実施すること
- ・市民の困りごとを相談する場づくりや市の政策を知る場づくりに積極的に取り組むこと

2. 市民への市政に関する情報の提供と市民参画について

南砺市は、南砺市協働のまちづくり庁内推進本部が策定した「南砺市まちづくり基本条例 『市民参画』と『情報共有』に関する運用指針」に基づき行政運営され、毎年度末には推進会議において進捗状況を報告いただいております。南砺市まちづくり基本条例を遵守し、情報の共有（第27条）、会議の公開（第28条）、審議会等の委員の公募（第29条）、意見の公募（第30条、第36条）を実践されています。

しかし、昨年度のパブリックコメントが計16案件に対してわずか5件だったことが示すように、市から市民への情報提供が不足しているのではないかと推察しています。

そこで、市政に関する情報の提供と市民参画について、下記について取り組むことを求めます。

- ・市民が市政に関する計画及び政策の立案段階から参画できるよう、関係する市民に対して必要な情報提供を行うこと
- ・実証実験を実施する際には、市民への適切な目的及び内容の説明を行うこと

令和3年8月26日

南砺市協働のまちづくり推進会議

委員長 林 則雄 様

南砺市長 田中 幹夫

南砺市協働のまちづくり推進会議提言書に対する回答について

残暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、南砺市政へのご理解、ご協力を戴き誠にありがとうございます。

令和3年7月26日に提出していただきました提言書について、別紙のとおり回答いたします。今回のご提言を真摯に受け止め、今後も協働のまちづくりの更なる推進に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1. まちづくり基本条例や協働のまちづくりの普及について

これまで南砺市では、まちづくり基本条例の趣旨や内容を広く市民に情報共有するために、まちづくり基本条例解説版の作成や広報紙やホームページによる周知を行ってきました。

しかし、アンケート調査結果及び意見交換会などによると、市民、中でも若い世代への周知が不足しているという課題が浮き彫りになってきました。

そこで、まちづくり基本条例や協働のまちづくりの普及のため、下記について取り組むことを求めます。

- ・あらゆる機会を通じて、市民に対して、まちづくり基本条例や協働のまちづくりの一層の普及啓発に努められたい。
- ・市内小中学校の教育活動の中で、ふるさと南砺市のまちづくり基本条例や協働のまちづくりについて学ぶ機会を積極的に設けていただくとともに、その学びを通じて議論した内容を発表する場を設けるなど、児童・生徒が将来にわたって、ふるさと南砺市を誇りに思う取り組みができるような働きかけをお願いしたい。

【回答】

南砺市では、平成24年7月に南砺市まちづくり基本条例が施行されてから、広報なんと、南砺市ホームページ、まちづくり基本条例解説版の作成、市政出前講座の実施等で市民への周知を図ってきました。しかしながら、いただきました提言のとおり市民への周知が十分でないことから、今後もより一層の普及に努めてまいります。

例えば、現在実施している市政出前講座を行う際に、まちづくりの仕組みを定めたまちづくり基本条例について必ず触れるよう徹底することや、広報なんとで周知を図る等、今後もさらなる普及に努めます。

また、市内小中学校の令和4年度以降の教育の中で、まちづくり基本条例や協働のまちづくりについて学ぶ機会を積極的に設けていただくよう教育委員会等に働きかけていきます。子どもたちには、この南砺市は他にも誇れる素晴らしいまちづくりを推進している魅力ある地方都市であることを知ってもらう機会を増やすとともに、将来、南砺に帰ってきたくなくなるような気運づくりに努めます。

2. 小規模多機能自治のさらなる推進について

南砺市では平成31年4月に、住民自治を推進するために小規模多機能自治の手法を用いた地域づくり協議会が発足し、現在31の地域づくり協議会がそれぞれの地域課題の解決に向けて活動しています。

しかし、それぞれの協議会の運営において若者や女性の参画が少ないことや、地域課題を解決するためのノウハウや実例が全市的に共有されていないこと、地域住民への情報共有が十分でないことなどの実態も見えてきました。

そこで、小規模多機能自治のさらなる推進に向けて、下記について取り組むことを求めます。

- ・地域づくり協議会の運営や地域課題を解決するための指針となるガイドラインを作成するなど、組織強化や役員の交代などに対応できる支援をお願いしたい。
- ・広報紙やホームページの更新だけでなく、LINEやSNSなどを活用したプッシュ型の情報発信ツールを推進するなどの検討をお願いしたい。
- ・地域づくりを活発なものにするために、地域内外の優良事例の収集及び情報提供に努めるとともに、各地域づくり協議会の進捗状況を把握・検証し、住民が評価しやすくするための基準の設定などの調査研究を行うこと。

【回答】

南砺市では平成31年4月に地域づくり協議会が発足し、現在は、全ての地区で地域づくり協議会が地域課題の解決に向けて活動しており、全国でも先進的な取り組みであると注目されております。いただきました提言にある実態を鑑み、今後は各地域づくり協議会の自主性を重んじながら、下記について取り組みたいと考えております。

- ・地域づくり協議会の事務局の交代時にスムーズに引き継ぎができるよう、地域づくり協議会の運営や地域課題を解決するための指針となるガイドラインの作成に取り組みます。
- ・地域づくり協議会向けに、LINEやSNS等プッシュ型の情報発信の推進のためのセミナーの開催や、情報共有ツールの普及を図る等、今後も地域づくり協議会の情報発信・情報共有がさらに進むようなんと未来支援センターと連携を図りながら取り組んでまいります。
- ・各地区取り組み発表会等を活用し、市内の優良事例の情報提供に努めます。また、各地域づくり協議会の取り組みに対して、地区住民が認識を新たにすることで、より良い地域づくりが期待されることから、他市の取り組み事例等を情報収集し、南砺市の実情に合った評価基準の設定ができるよう検討いたします。